

令和8年度教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する
自治体協議会教員採用選考試験問題作成事業落札者決定基準

令和8年度教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会教員採用選考試験問題作成事業に係る総合評価一般競争入札において、入札参加者から提出された各評価項目の評価に当たり、入札価格の評価（以下「価格評価点」という。）及び企画提案に対する評価（以下「技術評価点」という。）の観点で評価する。

落札者の決定に当たっては、最適な事業者を選定するため、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある入札者のうち、価格評価点及び技術評価点の合計点（以下「評価値」という。）の最も高い者とする。

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。入札価格の得点は、入札価格（税抜）を予定価格（税抜）で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別紙様式2-3の総合評価基準と企画提案書項目（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が協議会としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区分	価格評価点	技術評価点	合計点
配点	50	150	200

4 落札者の決定方法

評価値が最も高いものを落札者とする。

ただし、同点の場合はいくじ引きにより決定するものとする。